◇＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝［　第 78 号　］＝＝＝＝◇
唯契の窓　唯物論的社会契約論研究所月報　　　　　　2025 年 1 月 3 日
◇＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝◇

あけましておめでとうございます。

年頭に当たって今年の展望について申し上げたいと思います。

２０２５年は恐らく多難な年となるのではないかと危惧しております。

政治的にはアメリカ大統領に復帰したトランプ政権の政策が、アメリカ国内や国際社会にも極めて悪影響を及ぼし、世界を不安定化させることが危惧されます。

一方、気候変動危機については、オランダ・ユトレヒト大学の研究[1]等が示した「メキシコ湾流の停止」が予測されているのが今年２０２５年であり、この結果生じる大西洋子午面循環（AMOC）の崩壊が急激な気候変動を北半球にもたらしはじめる可能性が否定できません。

こうした政治と自然界の混乱が結合したとき、北半球の食糧事情を巡ってとんでもない事態が生じるのではないか。

こうした予測を言い立てるのは、記事を書いている筆者にとっても気持ちの良いものではありません。しかし、迫りくる破局に対して手をこまねいて傍観しているわけにもいかない、せめて少しでも多くの人々に警告と回避策を提言したいと思うのです。

さて前回「斎藤前知事の再選という結果をもたらした選挙の問題については、次回に取り上げたいと思います」と予告させていただきましたが、これは来月に回させていただき、今月は先月２４日に閉会した第２１６回国会で議題となった政治資金規正法について見ておきたいと思います。

☆＝＝＝＝［　時事解説　］＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

先の国会で論戦の対象となった政治資金規正法について、最も本質的な項目は「企業・団体献金」の扱いであるといえるでしょう。

企業・団体献金の扱いについて、報道されているところによれば[2]、自民党が維持継続を主張する一方、維新の会・共産党・れいわ新選組は禁止を主張、立憲民主党は「政治団体を除く企業、労働組合の寄付や政治資金パーティーの対価支払いを禁止」、公明や国民民主は「識者の意見を仰ぐ」「実効性のある対策を」等主張しているとのことです。

---

1 例えば、https://www.esquire.com/jp/news/science/a60312859/ocean-circulatory-system-shutdown/

2「最大の争点となるのが企業・団体献金の是非だ。自民党が維持継続の立場をとる一方で、立憲民主党や日本維新の会などの野党は禁止を迫る。」日本経済新聞　Web 版　2024 年 12 月 10 日付
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0524S0V01C24A2000000/

そもそも企業・団体献金をどうとらえるべきなのでしょうか。企業・団体献金とは、文字通り企業や団体などの自然人ではない、法人が行う政治献金のことです。

普通に考えると、参政権を持つのは国政の場合には日本国の国籍を有する国民、地方自治の場合には日本国民のうち当該自治体に居住するものに限られていることから、政党への寄付行為もこれらの基準が適用されるべきでしょう。

しかし、自民党の石破総裁の見解は異なります。東京新聞は次のように報じています。

石破首相は10日の衆院予算委員会で「企業も表現の自由は有していて、自然人（個人）だろうと法人だろうと問わない。企業・団体献金を禁じることは（表現の自由を保障する）憲法 21 条に抵触する」と憲法まで持ち出して反論した。13 日になり「違反するとまでは言わない」と修正しつつ「法律上議論されなければいけない」と強調した。[3]

石破総裁が憲法論まで持ち出して強気の反論ができるのは、最高裁の判例（昭和 45 年 6月24日　最高裁判所大陪審　事件番号　昭和 41(オ)444）があるためと思われます。この判例では次のように述べられています。

「ところで、会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうえに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであつて、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。」

さらに災害時の寄付金や福祉事業への資金援助等の行為を挙げたうえで次のように述べます。

「以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な

[3] 東京新聞　Web 版　12 月 16 日付　https://www.tokyo-np.co.jp/article/373818

媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならない。したがつて、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではないのである。」

しかしながらこの最高裁の判決は明らかにこじつけです。災害時の寄付や福祉事業への寄付は権利行使というよりも、企業のもつ社会的責務の範疇に属するもので、特定の政策を遂行しようとする政党に寄付をする行為とは本質的に異なる行為だからです。政党への寄付行為は明らかに参政権に属するもので、企業や団体などの法人に投票行為などの参政権が与えられていない以上、寄付行為もまた容認されてはならないのではないでしょうか。

また企業の中には外国資本が入っていることも多い中、企業による献金を認めることは、外国籍の人物の意図を反映した政治行為が容認されるということでもあります。これは憲法の想定する参政権の在り方とは矛盾するのではないでしょうか。

件の最高裁判決は、経営者の責任を問うという訴訟の流れの中で出されたものでしたから、国民主権を問う立場から、判例の変更が求められると思います。

☆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

●＝＝＝＝［　再論　唯物論的社会契約論　下書き　］＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝●

経済について語る際に欠かせないのが「企業」です。

企業は、社会的な分業と協業が発達した近代以降に登場した「モノを生産するための組織」です。

その本質は社会的な分業と協業の中で、社会が必要とするモノ（商品やサービス）を集団で生産するための組織であるといえます。

企業は生産するモノの性質によって、大規模なものから小規模なものが存在します。例えば自動車や大型船舶など、多くの部品や大量の部材を使用するために、多くの働き手を組織して生産に当たる必要のある場合には、当然企業の規模も大きくなります。生み出すサービスは単純でも、広範囲にわたってサービスを展開する必要がある場合などにはやはり企業規模は大きくなります。

汎用の部品など、規格化された商品をある程度の数量を生産する場合には一定程度の労働力を必要とする場合には中程度の規模となるでしょう。

また少量でも、特殊な用途の製品を作る場合など、熟練した技術を持つ少数の労働者だけで運営可能ならば、小規模あるいは零細な規模となることもあります。特に小規模・零細企業の場合には、様々な要望に応じられるように、高い技術力を有する場合も多々見受けられます。

このように、企業の規模は社会的な分業と協業の中で、どのようなモノを生

産するのか、どのような量を生産するのかなどの要因から決まってきますが、いずれの企業も社会が必要としているモノを生産するという点で、相互に不可欠の存在となっています。つまり企業の規模にかかわらず、社会の要求に応えるという点においては、等しく役割を果たしているのであって、それらは対等な関係にあります。

また実際にそうしたモノを生産するのは、そこに組織されて労働する人々であることは言うまでもないことです。つまり企業とは、そこで働く人々にとっては自らの社会契約の実践の場であるということは明白な事実です

ところがこの企業の本質あるいは性質は、現代の資本主義経済制度の下で歪められています。歪みの原因となるのは資本家の利潤追求行動です。

まず一番に持ち込まれる歪みは、企業を利潤追求の場に変質させることです。以前に見たように、企業では資本家（または、その経営請負人としての経営者）は、労働者を雇用する中で、労働力の不等価交換を行うことで、儲け（利潤）を生みだします。これによって個々の労働者にとって自らの社会契約実践の場であるはずの企業は、マルクスのいう搾取の現場と化すわけです。

次に持ち込まれるのは企業間の支配関係です。本来大企業も中小零細企業も、等しく社会の要請にこたえる生産組織として、平等・対等な地位を有するのですが、大企業は商品の購入者としての立場を利用して、中小零細企業の製品単価を正常な価格よりも低く抑えようと圧力をかけるようになります。その結果、中小零細企業では、場合によっては大企業の経営者と自らの企業の経営者によって二重の搾取を受けることも生じてきます。中小零細企業の経営者が良心的な場合には、経営者自身が不当に低い報酬に甘んじるケースもあるようです。

このように企業間の規模によって経済制度上の優劣を生み出し、支配関係すら生じさせるような歪みがもたらされていることも指摘しなくてはなりません。

大企業のこうした姿勢は、一国の経済にとって極めて有害なものです。

先にも触れましたが、中小零細企業は様々な社会的要請に応えられるように、高い技術水準と小回りの利く生産体制を有している場合が多いのです。しかし大企業の目先の利益を優先した製品単価の引き下げなどによって、これら中小零細企業の経営が立ち行かなくなったり、そこで働く労働者の賃金水準が引き下げられて職場から離れてしまったりするようなことが続けば、こうした社会的に貴重な能力は損なわれ、一国の経済全体としてみると、生産技術の質的な低下が進み、経済そのものが蝕まれていくことになります。これはまさに大企業の経営者による合成の誤謬であるといわざるを得ません。

一部には大企業が栄えれば経済は上向くなどとする議論もあるようですが、これは明らかに誤った議論です。

　企業に本来の性格を取り戻し、経済全体が成長するようにするためには、やはり企業に課す法人税を１００％ととして、資本家の利潤追求という行為を禁ずる以外に解決策はないのです。

●＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝●
◆＝＝＝＝［コラム］＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝◆

　１月２日に NHK が「ＮＨＫスペシャル　巻頭言２０２５　新・トランプ時代混迷の世界はどこへ」を放映しました。ご覧になった方も多いかと思います。

　この中でエミリー・B・フィンレイが民主至上主義について語る場面がありました。民主至上主義とは、エリート層が持つ特定の価値観によって「これが民主主義なのだ」という基準がつくられ、それにそぐわない主張を排除することで本当の民主主義を損ねているという主張です。

　この議論の中で問題となるのは、多様な価値観はすべて平等に価値を認められるべきだという相対論にあります。多様性という美名のもとに、本来人類が共通の基盤として持たなくてはならない規範を否定する議論まで容認するということは、科学的な立場からは容認しえないことです。

　現代社会の人類にとっての危機を克服するためには、人類の本質から必然的に要請されている規範があるのだということを、すべての人々が自覚することです。

◆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝◆
【活動報告】

次回は 2 月 1 日に発行の予定です。